

## 大口町競争入札参加資格審査事務取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、競争入札に参加する者に関する資格審査事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 競争入札に参加する者の資格及び格付の審査を行うため、大口町指名競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、大口町業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年大口町要綱第3号）第4条第1項に規定する者をもって充てる。ただし、同項に規定する当該工事等及び物品の買入れの主務課長については除くものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、副町長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議が終了したときは、その結果を町長に報告しなければならない。

### (審査期間)

第6条 委員会は、競争入札参加資格審査申請書の提出期限後2月以内に資格の審査及び格付を行わなければならない。

2 委員会は、前項の提出期限後に提出された資格の審査及び格付に係る申請についても、必要に応じ審査を行うことができる。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず電子入札参加申請については、随時に審

査を行うことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、総務部行政課において処理する。

(基本審査及び格付審査)

第8条 資格審査は、提出された申請書の添付書類及びその記載内容について行う審査（以下「基本審査」という。）を経て、競争入札参加業者の選定に必要な資格の格付審査（以下「格付審査」という。）を行うものとする。

2 電子入札参加申請における基本審査は、申請のあったものから速やかに行うものとし、格付審査は、委員長の専決とし、定期格付の際に決定した基準により格付するものとする。

(建設工事業者の審査)

第9条 建設工事業者の格付審査は、基本審査に合格した者につき、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査の例により算出した数値（以下「総合数値」という。）を基礎として、その者の総合数値に対応する等級で別表の基準に基づき格付する。ただし、工事経歴、成績等を考慮して、1級上位又は1級下位の等級に格付することができる。

(設計業者等の審査)

第10条 設計監理、調査、測量（以下「設計監理等」という。）、物件の製造又は購入その他の契約（以下「物件等」という。）に係る業者の審査は、基本審査に合格した者につき経営規模等総括表及び業務経歴を中心に審査するものとする。

(格付の有効期間)

第11条 格付の有効期間は、格付された日から次の格付がされる日の前日までとする。

(入札参加資格者名簿)

第12条 総務部行政課長は、委員会が建設工事業者の資格審査及び格付をしたときは、建設工事入札参加資格者名簿を、設計監理等の業者の資格審査をしたときは、設計監理等入札参加資格者名簿を、物件等の業者の資格審査をしたときは、

物件等入札参加資格者名簿を速やかに作成するものとする。

附 則（平成4年大口町訓令第10号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定については、平成4年大口町告示第1号（平成4年度及び平成5年度建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格審査申請に関する件）に基づき受付を行ったものの資格審査について適用する。

附 則（平成6年大口町訓令第7号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年大口町訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年大口町訓令第4号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年大口町訓令第9号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年大口町訓令第12号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年大口町訓令第28号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 大口町訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第30号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月30日 大口町訓令第11号）

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

別表（第9条関係）

土木一式工事、建築一式工事

等級	総 合		数 値	
	町	内	町	外
A	900点以上		950点以上	
B	700点以上	900点未満	750点以上	950点未満
C	550点以上	700点未満	600点以上	750点未満
D	550点未満		600点未満	

舗装工事、その他工事

等級	総 合		数 値	
	町	内	町	外
A	800点以上		850点以上	
B	650点以上	800点未満	700点以上	850点未満
C	500点以上	650点未満	550点以上	700点未満
D	500点未満		550点未満	